

グリーンな企業生産性等向上支援事業補助金 Q & A

— 2025年3月24日現在版 —

<補助制度全般について>

Q 1. この補助金の概要は？

A 1. 原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小事業者等の生産性向上を支援するため、環境配慮や働きやすい職場環境整備に資する設備投資等に必要な経費の一部を補助します。

<補助制度概要>

グリーンな企業チャレンジ宣言の実現及び生産性向上に資する設備投資等を補助
(上限50万円 補助率1/2)

Q 2. 補助対象事業者は？

A 2. 福山市内に事業所を有する中小事業者等で、要綱で指定する条件に該当する方が対象となります。詳しくは、申請ガイドをお読みください。

<対象事業・経費について>

Q 3. どのような事業が対象となるのか？

A 3. 対象事業例は次のとおりです。

区分	目的	事業
環境 配慮	CO2の削減	最新の工場内機械設備の導入により、脱炭素の実現を図る。
	廃棄ロスの削減	AI技術等を活用した在庫管理システムを導入、効率的な管理体制の構築を図る。
	ペーパーレス化	経理業務の電子化ソフトを導入し、ペーパーレス化を図る。
	エネルギー消費の低減	エコタイヤの導入によりエネルギー消費の削減を図る。 ※事業用車両（緑・黒ナンバー）への取付のみ対象。
職場 環境 整備 働きやすい	移動負担軽減	無人搬送車の導入により、工場内の移動負担を軽減する。
	残業時間の削減	自動精算機の導入により、精算業務の短縮を図る。
	作業現場の安全性向上	安全装置付の自動裁断機を導入し、作業現場の安全性の向上を図る。
	業務の効率化	配車管理システムを導入し、配車業務の効率化を図る。
障がい者等 の雇用 女性 高齢者	女性作業員の雇用推進	テールゲートリフターの導入により、荷役作業の省力化を図る。
	外国人材の業務円滑化	翻訳ソフトを導入し、外国人材の窓口業務の円滑化を図る。
	障がい者の働く環境整備	店舗に音声案内システムを導入し、障がい者の業務円滑化を図る。

Q 4. 対象となる経費は？

A 4. 申請ガイド3～4ページの「4 補助対象経費」をご覧ください。併せて、申請ガイド5ページの「5 補助対象外となる経費」も、ご確認ください。なお、経費の妥当性や、その他の経費の計上につきましては、審査の上判断させていただきます。

Q 5. これから購入するものについて、見積書による申請は可能か？

A 5. 見積書によりご申請いただけます。

Q 6. 過去に購入したものについて申請は可能か？

A 6. 原則交付決定後に契約・導入・支払をしたものが対象となりますが、2025年（令和7年）1月1日（水）以降で、交付決定前に着手した経費についても、契約・支払の確認ができれば対象とすることができます。

Q 7. 今から購入するものも対象となるのか？

A 7. 2025年（令和7年）12月31日（水）までに契約・導入・支払が完了しているものについては対象となります。なお、クレジットカードで支払った場合、カード決済口座から引き落とされた日が支払い完了日となります。

Q 8. 他の補助金を利用して導入した設備について、その領収書で今回の補助金の申請をしてもよいのか？

A 8. 他の補助金を利用したものについては補助対象外となります。

<事業所所在地について>

Q 9. 登記上の本店所在地は福山市外だが、事業は福山市内で行っている。補助対象となるのか？

A 9. 市税完納証明書の発行ができる場合は、補助対象となります。事業実施場所や機器の設置場所が福山市内である必要があります。

Q 10. 個人事業主で店舗は市内にあるが、市外に居住している。補助対象となるのか？

A 10. 市税完納証明書の発行ができる場合は、補助対象となります。事業実施場所や機器の設置場所が福山市内である必要があります。

Q 11. 福山市内に居住しているが、店舗は市外にある。補助対象となるのか？

A 11. 補助対象外となります。

Q 12. 市内に複数の店舗があるが、（店舗ごとに）複数申請することはできるのか？

A 12. 申請は1法人（1個人）あたり1回のみです。複数店舗に導入される場合は、とりまとめて申請してください。

<申請手続・申請書類について>

Q 13. 申請受付期間は？

A 13. 2025年（令和7年）3月27日（木）から2025年（令和7年）6月24日（火）までです。なお、申請受付期間中であっても、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

Q14. 補助対象期間は？

A14. 交付決定日から2025年（令和7年）12月31日（水）までです。この間に契約・導入し、支払が完了した経費が対象となります。ただし、2025年（令和7年）1月1日（水）以降で、交付決定前に着手した経費についても、契約・支払の確認ができれば対象とすることができます。

Q15. 申請から交付までの流れは？

A15. 次のとおりです。

- (1) 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、誓約書、見積書の写し等、申請に必要な書類一式を原則電子申請で提出（郵送でも可 ※消印有効）
- (2) 受付後、事業内容及び対象経費等について審査
- (3) 交付決定次第、補助金交付決定通知書にて通知
- (4) 事業実施
- (5) 事業完了後、事業報告書、収支決算書、領収書の写し等、報告に必要な書類一式を原則電子申請で提出（郵送でも可）
- (6) 受付後、実施内容等について審査
- (7) 補助金交付額の確定次第、交付額確定通知書にて通知
- (8) 補助金の交付

詳しくは申請ガイドをご確認ください。なお、申請等の様式については、必要に応じて福山市のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

Q16 申請すれば必ず交付されるのか？

A16 申請後、審査を行った上で交付を判断します。また、補助金の予算額に至った時点で募集を打ち切らせていただきます。

Q17 現在、手作業で行っている業務に対して、自動化するための機械を購入した。補助対象となるのか？

A17 グリーンな企業チャレンジ宣言の実現に資する取組みである必要があります。申請時に、グリーンな企業チャレンジ宣言の実現にどのように寄与するか、数値等の客観的な指標を用いて事業計画書に記載していただき、それを基に審査の上判断いたします。

Q18 今まで外注していた業務について、自社で実施できるように必要機器を購入した。補助対象となるのか？

A18 A17 同様、グリーンな企業チャレンジ宣言の実現に資する取組みである必要があります。数値等の客観的な指標を用いて事業計画書に記載していただき、それを基に審査の上判断いたします。

Q19 非効率な作業機械を、最新の効率的な機械に更新した。補助対象となるのか？

A19 グリーンな企業チャレンジ宣言の実現に資する取組みである必要があります。A17 同様、グリーンな企業チャレンジ宣言の実現にどのように寄与するか、数値等の客観的な指標を用いて事業計画書に記載していただき、それを基に審査の上判断いたします。

Q20 パソコンやスマートフォン等の電子機器の導入・更新は補助対象となるのか？

A20 パソコン、スマートフォン等の導入・更新等に係る経費につきましては、計画書に記載の事業以外にも使用可能であることから、汎用性が高いものとして、原則補助の対象外となっております。ただし、社内で運用する専門的なシステムのみに接続し運用するなど、専ら計画書に記載の取組のみに使用する場合には、補助対象経費に含まれる場合がありますので、事前に事務局までご相談ください。

Q21. 窓口で申請は可能か？

A21. 不可能です。原則電子申請による提出になります。郵送（当日消印有効）での提出も可能です。FAXや電子メールによる提出は、受け付けておりません。

Q22. 申請書はどこで入手できるのか？

A22. 原則電子申請ですが、申請書は市ホームページでダウンロードすることが可能です。ダウンロード等が難しい場合は、事務局及び福山市産業振興課（本庁舎9階）でお渡しすることができます。

Q23. 申請書一式を送ってほしい

A23. 申請書一式の個別送付は行っておりません。事務局及び福山市産業振興課（本庁舎9階）でお渡しすることができます。

Q24. 「補助事業の実施が確認できる書類」とは何なのか？

A24. 実際に導入した設備又は各種変更・更新等の様子が確認できる写真等になります。

Q25. 市税完納証明書とは何なのか？

A25. 福山市へ納入すべき税金の滞納がないということを証明する書類です。福山市の市税の滞納がないことが補助金利用の要件となっています。

Q26. インターネット通販サイトで購入したので、領収書が発行できない

A26. 領収書発行機能を有するサイトであれば、発行の上ご提出ください。発行ができない場合は、注文の確定ページ等の請求状況が分かるページを印刷の上、口座からの

振込やクレジットカードの支払状況が分かる書類を添えて提出してください。なお、クレジットカードの場合、カード利用代金明細書及びカード決済口座の通帳該当部分の写しが必要となるので、ご注意ください。

Q27. 領収書を紛失しており、提出できない

A27. 領収書の提出は必須です。領収書を提出できない場合、本補助金への申請はできません。

<支払い方法について>

Q28. クレジットカードで支払いを考えているが気を付ける点はあるか？

A28. 2025年（令和7年）12月31日（水）までに、カード決済口座からの引き落としが完了している必要があります。

Q29. P a y P a y 等のキャッシュレス決済での支払いは補助対象となるのか？

A29. 対象となります。ただし、領収書においてキャッシュレス決済による支払いが行われていることが確認できる場合に限り、アプリケーションの使用履歴等では領収書の代替とは見なしません。

Q30. 手形や小切手による支払いは補助対象となるのか？

A30. 手形や小切手による支払いは補助対象外となります。

Q31. ギフトカードや商品券による支払いは補助対象となるのか？

A31. ギフトカードや各種商品券等による支払いについては、補助対象外となります。

以上